総集編

クリニックのマイナンバー対応

社会保険労務士事務所ミッションPlus
社会保険労務士 大槻耕治

10月号から3ヶ月にわたり「今から取り組む『クリニックのマイナンバー対応』」を連載しました。その記事の中で、クリニックとして最も重要で大変だとしたのが、マイナンバー収集後の安全管理措置です。いったん情報漏えいがあった場合は、クリニックに対してその管理責任が問われ、医院の信用は失墜してしまうかも知れません。そうした事故を起こさないためにも、これまで連載した内容のポイントをまとめてみました。

① 前準備、マイナンバー収集までの手順

❶ 利用ケースの洗い出し

誰からマイナンバーを収集すべきなのかを洗い出ししておきます。

- 職員（役員、パート・アルバイトも含む）とその扶養家族
- 弁護士、税理士、社会保険労務士などの外部専門家
- 不動産使用料の支払先　など

❷ いつまでにマイナンバーを収集するかを決定すること

雇用保険、医師国保の手続き、税金関係は平成28年1月1日、国保以外の健康保険、厚生年金保険の手続きは平成29年1月1日（予定）からマイナンバーの記載が必要となります。いつ収集するかを各クリニックで決めます。

最低でも、平成28年の年末調整の際には、全職員分のマイナンバーを収集しておく必要があります。

❸ 対応計画策定（関連規程作成、業務体制、システム構築、職員教育等）

職員数が100名以上の場合、特定個人情報※1を安全に管理するための規程を作成するよう義務付けされております。クリニックで職員が100名以上のところはないかと思いますが、個人情報取扱事業者※2である場合は、職員の人数に関係なく、特定個人情報の安全管理規程の作成が必要になります。多くのクリニックが患者のカルテを置いておられます。それが5000枚を超えている場合、個人情報取扱事業者になるため、特定個人情報の安全管理規程を作成しなければなりません。特定個人情報の安全管理規程は（資料1）の内容などを規定します。

これとは別に就業規則のなかの（採用時の提出書類）（特定個人情報の秘密保持）（懲戒）（職員教育）などの条文を改定することをお勧めします。

※1 個人番号（マイナンバー）とその情報に含む個人情報

※2 個人が特定できる情報を6か月以内で5、000超を保有する事業者

❹ マイナンバー収集対象者への周知

マイナンバー制度の概要説明やクリニックとして、いつまでにマイナンバーを収集するか収集対象者にアナウンスをしておきます。

❺ 委託先・再委託先の体制確認、監督

税理士や社会保険労務士に職員などのマイナンバーを使う業務を委託している場合、その税理士や社会保険労務士の事務所が安全管理措置を講じているかどうかを確認や監督することを委託するクリニックに義務として課しております。安全管理がいいかげんな事務所に委託し、職員などのマイナンバーを漏えいしないよう注意が必要となります。

② マイナンバーの取得・利用・提供・保管・廃棄

❶ 取得時の注意

【利用目的の明示】

職員だけでなく、職員の扶養家族にも「利用目的」を特定して明示しておく必要があります。

1. 雇用保険届出事務
2. 健康保険・厚生年金保険届出事務
3. 国民年金第3号被保険者届出事務
4. 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務

【厳格な本人確認（個人番号確認と身元確認）】

取得の際は他人のなりすましなどを防止するため、厳格な本人確認を行います。

職員が扶養家族のマイナンバーを記載した書類を提出する場合、職員自身が扶養家族の本人確認をすることになります。ただし、国民年金第3号被保険者の場合はクリニックが本人確認する必要があります。ただ、配偶者をクリニックに出向かせ、本人確認を行うのは困難ですので、（資料2）のように委任状を作成し、提出してもらいます。

❷ 利用・提供時の注意

クリニックは税金や社会保障に関する手続書類に職員などのマイナンバーを記載して役所に届け出ます。利用目的以外の理由で利用・提供できません。

また、漏えい防止の観点から、利用する度に履歴を残すようになっています。

❸ 保管・廃棄時の注意

マイナンバーが記載された書類の保管は必要がある場合に限り、保管し続けることができます。職員が退職などされ、不必要になった場合、各届出書類の保存期間が過ぎれば、できるだけ速やかに廃棄・削除しなければなりません。廃棄するまでがクリニックの義務となっております。

③ マイナンバーの今後と医療機関への影響

昨年9月の法改正で、預金口座にマイナンバーを記載することや、乳児の予防接種や健康保険組合によるメタボ健診などの情報をマイナンバーで管理することが決まりました。医療分野では、病院や薬局が個人の診療情報や投薬歴を共有できるようにして、効果的な診療に生かすことを狙いとして、政府は「医療番号制度」を平成30年度から、税と社会保障の共通番号（マイナンバー）のシステムと段階的に連動させるとしています。今後は、職員などだけではなく、患者のマイナンバーを取扱うことになるかもわかりません。今のうちからマイナンバーに関する安全管理対策の構築が必要です。

資料1

安全管理措置（例）

※政府のガイドラインに沿って作成

❶ 組織的安全管理措置

- 責任者を院長、事務取扱担当者を事務長とする。
- 特定個人情報等の取扱い状況は紙の管理表を作成して記録する。

❷ 人的安全管理措置

- 院長は、事務取扱担当者が交代するときは、安全管理措置の引き継ぎが確実に行われるように監督を行う。

❸ 物理的安全管理措置

- 特定個人情報ファイルを取り扱う事務を実施する机とパソコンを決め、事務取扱担当者以外の職員は院長の許可なく使用しないこととする。
- 特定個人情報ファイルは鍵付きのキャビネットに保管する。

❹ 技術的安全管理措置

- パソコンにウイルス対策ソフトウェアを導入する。
- 特定個人情報等を電子メールにより外部に送信する場合は、パスワードをかける。

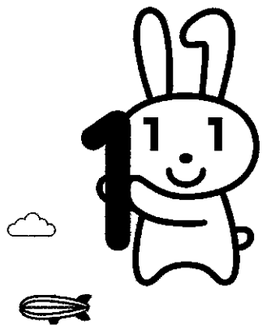

資料2

委任状

御中

私は、私の配偶者であり、貴医院の職員である　　に対して、国民年金の第3号被保険者の届出事務に関して、貴医院に個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める個人番号をいいます。）を提供する権限を付与します。

平成　年　月　日

職員の配偶者氏名

㊞